

地方税法施行令の一部を改正する政令の概要

平成23年8月
総務省

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害（以下「東日本大震災の原子力災害」という。）に係る不動産取得税、自動車取得税、自動車税、固定資産税及び都市計画税等の課税の特例措置に関する細目を定める必要があるため、下記の通り改正を行う。

1. 改正内容

【不動産取得税】

○東日本大震災の原子力災害に係る不動産取得税の特例の適用を受ける者の範囲等

東日本大震災の原子力災害に係る不動産取得税の特例措置について、その対象となる者の範囲を、警戒区域内の家屋又は当該家屋の敷地の所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者が個人である場合におけるその者と同居するその者の三親等内の親族、当該所有者が法人である場合における合併法人等とするもの

【自動車取得税・自動車税・軽自動車税】

○東日本大震災の原子力災害に係る自動車取得税等の特例の対象となる自動車の範囲等

東日本大震災の原子力災害に係る自動車取得税等の特例措置について、代替自動車に係る特例措置の適用を受けることのできる警戒区域内の自動車の範囲を、永久抹消登録をした自動車等とするもの

○東日本大震災の原子力災害に係る自動車取得税等の特例の対象となる者の範囲等

東日本大震災の原子力災害に係る自動車取得税等の特例措置について、その対象となる者の範囲を警戒区域内の自動車の所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者が法人である場合における合併法人等とするもの

【固定資産税・都市計画税】

○東日本大震災の原子力災害に係る警戒区域内の住宅用地等に代わるものとして取得された土地に対する固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受ける者の範囲等

東日本大震災の原子力災害に係る警戒区域内の住宅用地等に代わるものとして取得された土地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例措置について、住宅用地とみなされる土地及び当該住宅用地とみなされる土地のうち小規模住宅用地の特例措置の対象となる土地の範囲、特例が適用される者の範囲等について所要の規定の整備を行うもの

2. 施行期日

公布の日